

メール集金規定

- 第1条 メール集金とは、メール集金専用カバン（以下、集金専用カバンという）を使用し、カバン内の現金等および入金票により、ご預金へ預入れるために行う集金のことです。
- 第2条 集金専用カバンには、現金のほか預金に受け入れることの出来る証券類（以下「証券類」という）を当金庫所定の入金票に氏名・口座番号・入金額、日付をご記入のうえ必ず施錠をして当金庫の職員にお渡し下さい。
- 第3条 集金専用カバンをお預かりいたしますと、所定の受取書にカバン番号を記し、受領印を押印します。
- 第4条 集金専用カバンの中にはご預金として入金できる現金・証券類等のほか当金庫所定の入金票（当座預金入金綴・普通預金入金取次帳）および金種別表以外のものは同封できません。
- 第5条 当金庫は保管している副鍵で集金専用カバンをあけ、その中の現金・証券類等を同封の入金票の記載金額と照合して、相違ない場合はご入金いたします。
- また、前記の場合において、双方の金額が一致しないときは、当金庫で再確認しました現金・証券類等の金額をもってご入金額といたします。
- この場合の再鑑にはお客様に立会いをお願いすることがあります。
- 第6条 原則として集金専用カバンをお預かりした日を入金日といたします。
- 第7条 集金専用カバンおよび正鍵の保管には十分ご注意願います。
- 万一、喪失・焼失・毀損した場合は速やかに当金庫へお届け下さい。
- なお、この場合の再製および修理に要する費用は負担していただきます。
- 第8条 このメール集金契約は、使用目的以外の物品を封入して当金庫もしくは第三者に損害を与え、またその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき、または本規定に違反したときなどには、当金庫の都合により解約できるものとします。
- 第9条 集金専用カバンおよび正鍵は他人に譲渡または貸与することができません。
- なお、この契約を解約する場合または前条の場合は、お預けした集金専用カバンおよび正鍵はただちに当金庫へご返還下さい。
- 第10条 上記各条の規定に違反して生じた損害については当金庫はその責を負いません。
- また、当金庫その他に損害が生じた場合はその賠償をお願いします。
- 第11条 当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上